第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画への記載事項として、「提供区域の設定」、「量の見込みと提供体制の確保」を定めるよう求められています。

1 提供区域の設定

基本指針において、就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定めることとされています。大阪市における提供区域は、次のとおりです。なお、提供区域の設定については、行政区(24 区)を基本としつつ、広域的な利用となっている事業については、市全域を提供区域としています。

	事業等	提供区域
就学	前のこどもにかかる教育・保育(幼稚園・保育所・認定こども園・地域	型保育事業)
1	1号認定(3~5歳児、幼児期の学校教育のみ)	行政区
2	2号認定(3~5歳児、保育の必要性あり)	行政区
3	3号認定(0~2歳児、保育の必要性あり)	行政区
地域·	子ども・子育て支援事業	
1	延長保育事業(時間外保育事業)	行政区
2	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業	行政区
3	子どものショートステイ事業(子育て短期支援事業)	市全域
4	地域子育て支援拠点事業	行政区
5	一時預かり事業(幼稚園在園児対象)	行政区
6	一時預かり事業(幼稚園在園児以外対象)	行政区
7	病児・病後児保育事業	市全域
8	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	行政区
9	利用者支援事業	行政区
10	妊婦健康診査	行政区
11	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
12	養育支援訪問事業	市全域
	(子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業)	11

2 各年度における量の見込みと提供体制の確保

各年度における就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容については、次のとおりです。なお、提供区域ごとの量の見込みと提供体制の確保の内容については、別冊資料に掲載しています。

就学前のこどもにかかる教育・保育(大阪市全体)

(単位:人)

			_				確保の内容	
			<u> </u>	量の見込み	,	教育・ 保育施設	地域型 保育事業	合計
令		1号	15,488	幼稚園 利用	26,777	38,353		38,353
和 2	2号	教育利用	11,289	児童計	20,111	30,333		30,333
年	乙亏	保育利用			30,747	38,902		38,902
度		3号			26,401	27,785	3,261	31,046
令		1号	15,049	幼稚園 利用	26,017	38,353		38,353
和 3	2号	教育利用	10,968	児童計	20,017	30,333		30,333
年	2万	保育利用			31,449	39,463		39,463
度		3号			27,308	28,244	3,489	31,733
令		1号	14,706	幼稚園 利用	25,424	38,353		38,353
和 4	2号	教育利用	10,718	児童計	25,424	30,333		30,333
年	2 5	保育利用			32,106	39,667		39,667
度		3号			27,941	28,414	3,717	32,131
令		1号	14,481	幼稚園 利用	25,037	38,353		38,353
和 5	2号	教育利用	10,556	児童計	25,057	50,555		30,333
年	27	保育利用			32,660	40,075		40,075
度		3号			28,655	28,685	3,907	32,592
令		1号	14,381	幼稚園 利用	24,860	38,353		38,353
和 6	2号	教育利用	10,479	児童計	24,000	50,555		50,555
年	27	保育利用			33,272	40,255		40,255
度		3号			29,359	28,824	4,211	33,035

^{※ 「2}号(教育利用)」とは、保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、 幼稚園を利用するこどものことです。「2号(保育利用)」は、それ以外のこどものことです。

(年齢別内訳)

量の見込み (単位:人)

	1号+2号(教育利用)					2号(保育利用)				3号 			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5 歳	計	0 歳	1歳	2歳	計	
令和2年度	7,905	9,283	9,589	26,777	10,562	10,257	9,928	30,747	4,383	10,975	11,043	26,401	
令和3年度	7,691	8,932	9,394	26,017	10,662	10,508	10,279	31,449	4,610	11,230	11,468	27,308	
令和4年度	7,766	8,634	9,024	25,424	11,020	10,592	10,494	32,106	4,809	11,532	11,600	27,941	
令和5年度	7,646	8,697	8,694	25,037	11,134	10,946	10,580	32,660	5,041	11,797	11,817	28,655	
令和6年度	7,587	8,545	8,728	24,860	11,304	11,053	10,915	33,272	5,284	12,103	11,972	29,359	

保育利用率 (単位:人)

		2号(保	育利用)			3	号	
	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度	52%	50%	49%	51%	20%	51%	54%	42%
令和3年度	53%	52%	51%	52%	21%	53%	55%	43%
令和4年度	54%	54%	53%	53%	22%	54%	56%	44%
令和5年度	55%	54%	54%	54%	23%	56%	57%	45%
令和6年度	56%	55%	55%	55%	24%	57%	58%	46%

確保の内容 (単位:人)

	1号	1号+2号(教育利用)				2号(保育利用)				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
令和2年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,638	13,081	13,183	38,902	6,297	11,405	13,344	31,046	
令和3年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,825	13,270	13,368	39,463	6,455	11,695	13,583	31,733	
令和4年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,893	13,338	13,436	39,667	6,551	11,853	13,727	32,131	
令和5年度	9,314	14,000	15,039	38,353	13,029	13,474	13,572	40,075	6,622	12,050	13,920	32,592	
令和6年度	9,314	14,000	15,039	38,353	13,089	13,534	13,632	40,255	6,702	12,241	14,092	33,035	

認定こども園への移行にかかる計画で定める数

認定こども園への移行促進のため、提供区域における特定教育・保育施設が供給する利用 定員数が量の見込みとして必要とされる利用定員数を超えていたとしても、次の範囲で認可・認定をすることができます。

(単位:人)

市全域での合計	1号	2 号	3号
刊主域での日前	1,230	1,120	520

地域子ども・子育て支援事業(大阪市全体)

(1) 延長保育事業 (時間外保育事業)

+1.4- f- t-A	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

近年の女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育時間の延長に対するニーズが高まっていることから、就労と子育てなどを両立できる環境を整備します。

【こども青少年局】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	16,696	17,251	17,696	18,134	18,565
確保の内容	人	20,340	20,789	20,998	21,294	21,491

(2) 児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業

児童いきいき放課後事業

+1.4- f- t-A	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢		0			

市内全市立小学校区において、学校と地域との協力のもとに、大阪市に居住するすべての 児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、さまざまな体験や活動プログラムなど を通じて児童の個性を生かすとともに、自立性、創造性、社会性などをはぐくむことで児童 の健全育成を図ります。障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるよ う環境整備を図ります。

【こども青少年局】

留守家庭児童対策事業

110 6 6	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢		0			

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその 健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部 を補助します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み	人	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
仏子 年	確保の内容	人	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
高学年	量の見込み	人	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827
同子牛	確保の内容	人	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827

※上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量

(留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み	人	3,578	3,579	3,587	3,578	3,550
医子年	確保の内容	人	3,578	3,579	3,587	3,578	3,550
高学年	量の見込み	人	2,184	2,192	2,197	2,193	2,177
同子午	確保の内容	人	2,184	2,192	2,197	2,193	2,177

(3) 子どものショートステイ事業 (子育て短期支援事業)

社会 左岭	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、 1週間以内を原則とし宿泊を伴って児童養護施設等で就学前のこどもを預かり、安心して 子育てができる環境を整備します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227
確保の内容	人日	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227

(4) 地域子育て支援拠点事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
对家牛魳	0				

地域子育て支援センター、つどいの広場において、保護者やこどもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会、地域における子育て関連情報の提供を行います。また、子育てに関する相談や支援を行うとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行います。

【こども青少年局】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	469,506	463,706	453,085	445,231	437,751
確保の内容	か所	141	141	141	141	138

(5) 一時預かり事業(幼稚園在園児対象)

计	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

保護者のニーズに応じて、幼稚園で教育時間終了後や長期休業期間中に預かり保育を行います。

【こども青少年局】

-								
			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	人日	655,297	636,720	622,209	612,690	608,459	
	確保の内容	人日	655,297	636,720	622,209	612,690	608,459	
	2 日 	量の見込み	人日	477,636	464,057	453,478	446,623	443,365
	2号認定	確保の内容	人日	477,636	464,057	453,478	446,623	443,365

1号認定:幼稚園や認定こども園を利用する1号認定(相当)のこどもの不定期な利用

2号認定:保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用する

こどもの定期的な利用

(6) 一時預かり事業(幼稚園在園児以外対象)

112 F II	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

保護者の病気や仕事などにより、断続的又は緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、保育所等で昼間に就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。

【こども青少年局】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	89,660	90,061	89,764	89,800	89,898
確保の内容	人日	89,660	90,061	89,764	89,800	89,898

(7) 病児・病後児保育事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
对家牛酢	0				

こどもが病気又は病気の回復期のため、保育所などに通うことができず、また、保護者の 仕事の都合等で、家庭で保育ができない場合にこどもを預かることで、仕事と子育ての両立 を支援し、安心して子育てができる環境を整備します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	43,157	43,275	43,208	43,234	43,360
確保の内容	人日	43,157	43,275	43,208	43,234	43,360

(8) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
对家牛酚	0	0			

子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行う ことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協働の子育て支援を 通じて、地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。

【こども青少年局】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
就学前	量の見込み	人日	17,581	17,579	17,515	17,496	17,513	
が 、「 月リ	確保の内容	人日	17,581	17,579	17,515	17,496	17,513	
一	量の見込み	人日	3,438	3,435	3,438	3,428	3,404	
学童期	確保の内容	人日	3,438	3,435	3,438	3,428	3,404	
各区子ども・子育てプラザにて実施								

(9) 利用者支援事業

+14-6-4	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0	0			

こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、 放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用でき るよう、身近な場所で支援を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	か所	24	24	24	24	24	
確保の内容	か所	24	24	24	24	24	
各区1か所ずつ設置							

(10) 妊婦健康診査

+1 <i>4</i> - <i>4</i> -4	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

妊婦が妊娠期間中に受けることが望ましい健康診査の公費負担の実施により、定期的な 受診を促し、妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に発見し、早期に対応す ることで、妊婦の健康管理の向上を図り、妊婦が安心して妊娠出産することができるよう支 援します。

【こども青少年局】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	人数	23,986	24,086	24,002	24,090	24,212	
里の兄込み	健診回数	277,694	278,781	277,769	278,727	280,076	
	実施場所	協力の得られた医療機関・助産所					
確保の内容実施体制(人)		_					
	検査項目	国の示す標準検査項目					

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

+1.4- f- t-A	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

出産直後の最も育児不安の高い新生児期から3か月児健康診査までの時期は、大半を家庭内で過ごすことが多く、産後うつの発症や児童虐待の可能性が高くなることから、出産後の家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを早期に利用できるよう取り組み、育児不安の解消を図ります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数	19,854	19,938	19,865	19,939	20,049
	実施場所	各区保健福祉センター				
確保の内容	実施体制(人)	_				
委託団体等		委託事業者				

(12) 養育支援訪問事業

(子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業)

子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業・エンゼルサポーター派遣事業

+1.4- F-th	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0	0			

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子ども家庭支援員による相談・支援 (子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業)やエンゼルサポーターによる家事援助(エンゼルサポーター派遣事業)を訪問により実施します。

【こども青少年局】

専門的家庭訪問支援事業

1.4. F. ItA	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
対象年齢	0				

妊娠や産後の育児に不安のある妊婦や、産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産師が継続的に訪問し養育支援を行います。

				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	子ども家庭支援員	人	353	388	426	468	514	
量の見込み	エンゼルサポーター	人	221	243	267	293	322	
	専門的家庭訪問支援事業	人	521	523	521	523	526	
	実施場所		各区保健福祉センター					
確保の内容実施体制(人)		_						
	委託団体等	等		委託事業者				